プラザのきまり

使用の申込みについて

- ●大ホール、小ホールは 1 年前から10日前までに、それ以外の施設については、 1 年前から 5 日前までに 使用許可申請書を提出して下さい。なお、小ホールを結婚披露宴として使用する場合は、 6 ヵ月前から 10日前までとなっております。(申込み開始が、日曜日・祝日の場合は翌日となります。)
- ●同一の使用者の連続使用期間は、原則として5日以内です。
- ●使用の権利を、他人に転貸または譲渡できません。
- ●申込みの際に、関係書類の添付を求める場合がありますので、ご了承願います。

使用許可申請書の提出について

● 平日は午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日は午前 9 時から午後零時まで受付けております。 なお、日曜日・祝日・休館日は受付けしておりません。

使用許可申請が重複の場合について

●申込み開始日の午前9時現在で同日の使用申請者が複数の場合は、抽選で決定させていただきます。午前9時以降は先着順となります。

使用申込み時に予納金を

- ◆特別の理由がある場合を除き、使用許可申請書に予納金を添えてお申込み下さい。
- ●予納金は、大ホール及び小ホールが基本使用料の50%、それ以外の施設については全額とします。

使用許可書の交付について

- 予納金の納入確認後、使用許可書を交付いたします。
- ●使用許可書は、使用する際に携帯し、管理者の請求があったときは提示して下さい。

使用許可事項の変更及び取消しについて

- ●使用許可の事項の変更若しくは取消しをする場合は、使用変更(取消)許可申請書を提出して下さい。
- ●取消しに係わる使用料の返還

大ホール……使用開始3ヵ月前提出の場合、予納金の全額

小ホール……使用開始 1 ヵ月前提出の場合、予納金の全額

それ以上の施設……使用開始 1 ヵ月前提出の場合、予納金の全額

1 ヵ月以後から 5 日前提出の場合、予納金の50%(10円未満切捨)

ただし、使用者の責任によらず使用中止の場合は、予納金を全額返還いたします。

使用日までに残額を精算|

●使用料は、後納申請があった場合を除き、使用当日に残額を精算していただきます。

使用料が未納の場合について

●使用料が未納の場合は、喜多方地方広域市町村圏組合諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例第3条及び4条の規定により、督促手数料、延滞金を徴収する場合があります。

こんな行為はお断りいたします

- ●舞台上、大ホール客席内及び視聴覚室・第二練習室での喫煙、飲食やホールへの危険物及び動物の持ち 込みはお断りいたします。
- ●舞台上での演出効果を高めるための危険物の使用、火気の使用をする場合は、消防署の承認が必要となります。
- ●施設内での、管理者の許可を得ない物品の販売はお断りいたします。

プラザのきまり

収容定員を超さないで下さい

- ●定員を超えての入場は、使用者側で責任をもってお取締り下さい。
- ●催物によっては、幼児の客席入場をお断りする場合があります。
- ●使用者は前もって、非常口の所在、非常扉の開け方等を確認し、非常事態に備えて下さい。

使用中止の場合もあります

●公益上その必要を認めたときや、不正な手段をもって使用の許可を受けたとき等の場合は、使用許可後 又は使用中であっても許可条件の変更、許可の取消しや使用中止をさせていただきます。

次のようなものは使用者側で手配を

- もぎり(切符係)、案内、場内整理、場内アナウンス、湯茶接待、駐車場整理等の要員。
- ●接待用のお茶、事務用品(用紙、マジック、セロハンテープ等)、お手拭き等。なお、指定のテープを使用し、セロハンテープ等は指定された場所以外へ貼らないで下さい。
- ●職員で対応できないスタッフは、主催者側で手配をお願いします。

施設使用上のお願い

- ●大・小ホールを使用される場合は係員との打合せが必要です。この場合、使用される内容などに詳しい 方が打合せに立ち会うとともに、それ以降の内容の変更などは、すべてその方をとおしてして下さい。
- ●使用許可を受けていない施設には、無断で立ち入らないで下さい。
- ●施設内での秩序を保つためや電話などの取次ぎのため、責任者の氏名と所在をあきらかにして下さい。
- 使用許時間の厳守

使用開始時刻(午前9時)及び退館時刻(午後10時)については、厳守して下さい。ただし、特に必要と認めた場合は使用許可条件の変更を認めることもありますから、お申し出下さい。

- ●準備・リハーサルなどで使用される場合は、その使用申請書も提出して下さい。
- ●来場者が開場時刻前に行列するような場合は、使用者側で整理をして下さい。駐車場の整理も同様にお願いします。
- ●弁当の空き箱、空き缶などは、使用者側で処理して下さい。
- ●大ホール、小ホールの使用の場合は、進行等についての打合せを 7 日前までにお願いします。
- 損害発生時の責任

火災、盗難、停電、その他の事故により、使用者、出演者、参加者及び観客、又は出品物等に損害が生 じた場合は、管理者に重大な過失がない限り、その責任は負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

●呼び出し

緊急の場合を除き、開演中は呼び出しいたしませんのでご了承下さい。

● 原状回復

使用終了後、あるいは使用取消し、中止を受けた場合は、ただちに原状に回復し、係員の点検を受けて下さい。

●管理上必要があると認めた場合、使用者に対し、使用に関する必要な指示をし、又使用の状況を調査することがありますので、ご了承下さい。

所管の官庁等への届け出を

●使用を許可された場合には、催物の内容に応じ、次の官庁等への届け出が必要な場合があります。 喜多方地方広域市町村圏組合消防署 ☎ 22-6211 日本音楽著作権協会仙台支部 ☎ 022-264-2266